

気対第 604 号

栃木県環境審議会

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 5 項の規定に基づき、市町が「地域に役立つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業」の対象となる区域を設定する際の基準として、同条第 6 項及び第 7 項の規定に基づき、県が地域の自然的社会的条件を考慮した基準を定めるに当たり、栃木県環境基本条例（平成 8 年 3 月 28 日栃木県条例第 2 号）第 24 条第 2 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和 5（2023）年 3 月 20 日

栃木県知事 福田 富一

諮 問 理 由 書

国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、令和4（2022）年4月1日に「改正地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「改正温対法」という。）」を施行し、「地域に役立つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）」を推進する制度を創設しました。

これにより、市町は、国や県が定める環境配慮の基準に基づき、再生可能エネルギーの導入に適した場所を、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）として設定できることとなりました。

国や県が定める環境配慮の基準は、環境保全に関する法令等を踏まえ、促進区域として「含めてはいけない区域」や「慎重な検討を要する区域」という区域分けを行うとともに、環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項を示すものであり、国の基準は改正温対法の施行と同時に策定されております。

県としては、本制度を適切に運用し、地域と調和した再生可能エネルギーを導入していくため、市町が適切に促進区域を設定できるよう、地域特有の自然的社会的条件に適した基準を定めていきたいと考えております。

については、法令や条例による土地利用規制等との関係性を考慮しながら、県による「促進区域の設定に関する基準」を定めるに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。

地域脱炭素化促進事業制度に係る県基準について

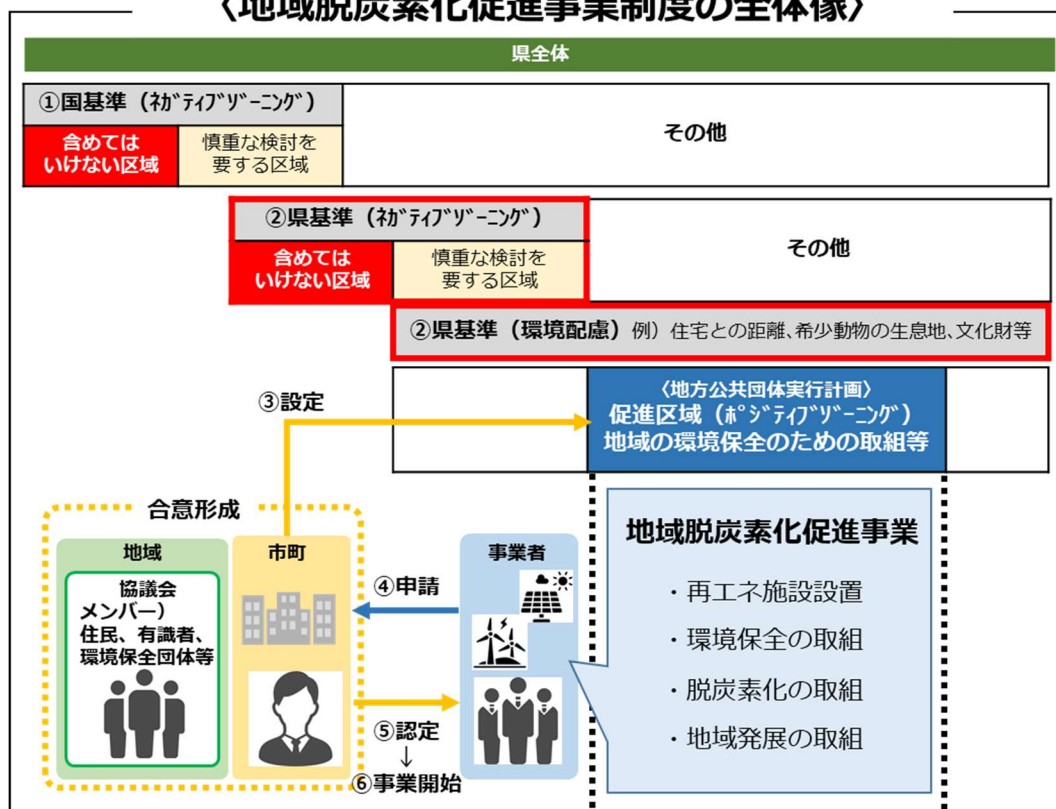
1 制度の趣旨

- ・近年、再生可能エネルギー(以下「再エネ」)の導入において、景観・災害等への影響を懸念する地域住民との軋轢が生じている状況を踏まえ、国は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域に役立つ再エネの導入を推進する制度を創設。
- ・本制度において、市町は、国や県が定める「促進区域の設定に関する基準」に基づき促進区域を定め、地域に有益な再エネ事業の導入を推進。

2 制度の流れ(②が諮問事項)

- ①国は、全国一律の「促進区域の設定に関する基準」を策定(裏面参考のとおり)
- ②県は、地域の自然的社会的条件に応じた「促進区域の設定に関する基準」を策定
(基準に定めること)
 - ・促進区域に含めてはいけな区域・慎重な検討を要する区域
 - ・環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項
- ③市町は、①、②の基準に基づき促進区域を設定
- ④事業者は、③の促進区域内における再エネ事業の計画を市町に申請
- ⑤市町は、地域の協議会と合意形成を図り、④の事業を認定
- ⑥事業者は、再エネ事業を開始

〈地域脱炭素化促進事業制度の全体像〉



3 県基準を策定する意義

- ・国の基準は全国一律であり、適正な環境配慮には地域特性を考慮した県の基準が必要。
- ・明確な区域分けや環境配慮の観点を示すことで、市町の制度運用を支援。

4 今後のスケジュール

日 程	審 議 会	備 考
令和5(2023)年		
3月	環境審議会【諮問】	
4月	専門部会【審議】	
5月	専門部会【審議】	
7月		パブリック・コメント実施
8月	専門部会【審議】	
9月	環境審議会【答申】	

＜参考：国の基準＞

○区域分けの基準(地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則 第5条の2)

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※		
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全部法	区域	国立公園、国定公園 (左表①以外)	自然公園法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域(①)	自然公園法		生息地等保護区の監視地区	種の保存法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法		砂防指定地	砂防法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法		地すべり防止区域	地滑防止法
			急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
		事項	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
			国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
			騒音その他生活環境への支障	—

○環境配慮の基準(地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則 第5条の5)

太陽光発電 

環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響
	水の濁りによる影響
	重要な地形及び地質への影響
	土地の安定性への影響
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	反射光による影響
	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	植物の重要な種および重要な群落への影響
人と自然との豊かな触れ合いの確保	地域を特徴づける生態系への影響
	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
その他	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
	その他都道府県が発電施設の特長、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

(出展：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック)